

令和元年6月10日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03555

研究課題名（和文）集团的労使関係法の再構成に関する基礎的研究 「労働組合法」を超えて

研究課題名（英文）Basic Study for Reestablishment of Collective Labor Relations Law -- Beyond the "Trade Union Law"

研究代表者

中窪 裕也（Nakakubo, Hiroya）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90134436

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本の労働組合法の立法過程の研究を基礎に、当時から現在に至る欧米諸国（英米独仏）の法制度と比較しながら検討を行い、日本法の特徴と課題を浮かび上がらせることを目的とする。研究の成果として、第1に、1950年当時の日本および各国の状況と、その後の展開を包括的に検討した特集を、雑誌（季刊労働法）に発表した。第2に、フランスのマクロン政権下の改革など、各国の最近の労使関係法の動きを分析・紹介した。第3に、日本の労働組合法の立法過程についても史料研究を刊行し、いくつかの論文も発表した。第4に、日本における従業員代表制の必要性とその際の留意事項に関する論考を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

欧米および日本の労使関係法に関する知見を歴史的な部分から拡充し、また最近における各国の動きを適時に紹介し、今後のさらなる研究や制度改革の議論のための基礎を築いた。これらを通じて、近年関心が薄れがちな集团的労働法に関し、研究の意義をアピールすることができたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This project was designed, based on the previous researches on legislative history of the Trade Union Laws of 1945 and 1949, to compare the labor relations law of Japan with that of UK, USA, France, and Germany. Its achievements include, first, a collection of feature articles, published in Labor Law Quarterly, describing the situation of labor relations law of each country as of 1950 and thereafter; second, articles analyzing notable recent developments in each country, such as drastic labor law reform of France under President Macron; third, a volume containing important materials of the legislative process of the Trade Union Law; fourth, articles exploring the possibility of employee representation system in Japan.

研究分野：労働法

キーワード：労使関係法 労働組合法 比較法 集团的労働関係 立法史

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年の日本の労働法研究は、いわゆる個別法の分野に関心が集中し、集団的な労使関係法の研究は低調である。組合組織率の低落と労働争議件数の減少により、集団法の重要性が社会的にも学問的にも認識されにくくなったことが主たる原因であるが、この分野の中心となる労働組合法が終戦直後の時期からほとんどそのままの形で存続し、新たな刺激や発想の源が少ないことも、1つの要因と思われる。そのような中、本研究の代表者を含む主要メンバーは、かかる状況に一石を投じる意味も込めて、2010年より労働組合法の立法過程を詳細に分析する共同研究を行ってきた。その成果は、労働政策研究・研修機構より3冊の『労働組合法立法史料研究』として刊行され、また、2014年10月の日本労働法学会のシンポジウムでは、「労働組合法立法史の意義と課題」というテーマで5本の報告を行った(これらの内容は日本労働法学会誌125号(2015年)に掲載されている)。集団法の枠組みを成立時に遡って見直すことにより、新たな研究や議論の刺激にしたいという趣旨が込められているが、この過程で、日本の集団法システムの特徴として、労働組合法という名称に象徴されるように、全体が労働組合という団体を中心に据えた形となっていて、団体交渉や労働協約を通じた事業場の統一的な労働条件の決定のメカニズムが不十分であり、労働基準法等による過半数組合・過半数代表者の制度との連携も欠いた状態にあることが明らかになってきた。

(2) 他方、欧米諸国では、集団的な労使関係の法構造は決して一様ではないが、労働組合そのものよりも、労働者を代表して使用者との間で団体交渉や協定締結を行うというプロセスに力点があり、さらにドイツやフランスでは、それを企業レベルの従業員代表制が補完する構造になっている。また、フランスでは近年、労働組合の代表性をめぐって大きな立法改革があり(2004年法、2008年法。さらに2016年法につながる報告書や議論)、ドイツでも、不文法とされていた協約単一性の原則を否定する連邦労働裁判所の判決(2010年)が出されて議論が高まり、イギリスでは規制強化を目指す労働組合法改正案(2015年)が労働者側の批判を呼び、アメリカでは逆に2010年代、民主党のオバマ政権下でNLRB(全国労働関係局)が労働者の権利を重視する判断を次々に下して使用者側の反発を呼ぶなど、労使関係法の議論が活発化していた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、上記のような状況を前提に、日本の労働組合法の制定から現在に至るまでの展開を縦軸に、当時の欧米諸国(具体的にはアメリカ、イギリス、フランス、ドイツの4か国)の法状況を横軸に、検討を行うものである。それらを通観することによって、20世紀後半から現在に至る労使関係法制の発展と、そこにおける日本法の特徴および課題を浮かび上がらせることを、基本的な目的としている。また、上記のように各国の法状況が近年かなり動いているため、それらをフォローして的確に位置づけることも、本研究の重要な目的の1つである。同時に、労働組合法の立法過程のさらなる研究も、上記の目的を達成する上で不可欠な要素である。1945年および1949年の労働組合法の立法経緯の補充や深掘り、さらには戦後期最後の大きな改正となった(かつ、そこに至る過程で興味深い展開の見られる)1952年改正の経過についても、比較法の観点を含めながら解明することを目指した。

(2) 以上を踏まえた上で、可能であれば、現在の日本の労使関係法制に対して「労働組合法」という視点を超える、労働条件の決定システムやそこにおける労働者個人の位置づけを重視した、あるべき姿の提言を行うことも、本研究の目的に含まれる。ただ、それは決して容易な作業ではなく、本研究の本体部分は、今日の集団的労使関係法制のあり方を考える上での情報の収集と分析という基礎的な研究である。

3. 研究の方法

(1) 本研究の比較法の部分は、それぞれの専門に応じ、アメリカは中窪と竹内(奥野)が、イギリスは神吉が、ドイツは野川と桑村が、フランスは野田と細川が、主として担当した。日本の立法史料の研究については、渡辺、竹内(奥野)、富永、中窪が中心的な作業を行った上で、土田、和田が整理と確認を行い、さらに仁田が、労使関係論の視点から指摘や情報提供を行った。また、日本法の現状や問題点の分析は、全員が協力して行った。

以上のような分担にもとづいて、各人がそれぞれの担当分野の文献や情報を収集して研究を進めた上で、ほぼ3か月に1度のペースで研究会を開催して議論を行った。また、研究会以外でも随時、メールによって連絡や情報共有を行った。研究会では、元連合の総労働局長など実務経験者からの話を聞く機会も設けた。また、後述する季刊労働法257号の特集については、研究メンバー外ではあるが、イギリス労働法に造詣の深い小宮文人教授(専修大学)にコメントという形で協力をいただいた。

(2) また、各国の法制については、現地の関係機関や研究者等のヒアリング調査と文献収集も行った。さらに、アメリカのアラン・ハイド教授(ラトガーズ大学)が他の所用で来日した際には、本研究に関するインタビューを行うとともに、一般向けの講演会を開催した(2018年3

4. 研究成果

(1) 本研究の重要な成果として、まず、季刊労働法 257 号の特集「戦後労使関係法制の比較法研究 1950 年を切り口として」があげられる。イギリス、フランス、ドイツ、アメリカの 4 か国の労使関係法制を、1950 年という時点基準として横串を刺す形で分析した上で、それぞれの現在に至るまでの変遷をたどったものである。後記 5 の雑誌論文リストのうち ① から ②① までがこれに含まれるが、②①の富永論文によって、1950 年当時の日本法の状況も考察の対象とされている。1950 年というのは、日本の現行労組法が 1949 年に 1945 年法の改正という形で成立したことを踏まえ、それに影響を与えた欧米諸国の立法を、きりの良い 1950 年を中心としながら比較考察したものであるが、同時にそれが、第 2 次世界大戦の終了後の混乱が一段落し、戦後の復興と経済発展が本格化する出発点となったことから、以後の今日までの動きを見る上での格好の視座を提供してくれる。

それぞれの国の内容をここで紹介することはできないが、イギリスに関する ①の神吉論文では、いわゆるコレクティブ・レッセフェールによる特徴的な法制の沿革と、以後におけるその退潮とサッチャー改革の下での解体、フランスに関する ②の野田論文では、従業員代表制度と団体交渉・労働協約制度という二元システムの形成と、その後の変質から最近の大転換への動き、ドイツに関する ③の野川論文では、戦前のワイマール期の成果がナチスの下で解体された後、敗戦後の分割占領統治という困難な状況下における法制（共同決定法、労働協約法、事業所組織法）の再編と、以後の発展、アメリカに関する ④の中窪論文では、1947 年に制定されたタフト・ハートレー法の位置づけ、その修正・撤廃の試みの失敗、以後の法制の固定化と解釈の振幅、その下での組合運動の低迷を、それぞれ中心に分析がなされている。いずれの国についても、歴史の中から現在を照射する重要な手がかりが示され、また、後記の雑誌論文のリストでは省略したが、冒頭に本特集の趣旨を中窪が説明し、また、各国について、小宮文人（イギリス）、細川良（フランス）、桑村裕美子（ドイツ）、竹内（奥野）寿（アメリカ）が、それぞれ主論文に対するコメントを執筆し、分析に深みを加えている。集团的労働法の歴史的・比較法的分析という地味なテーマを、実務家にもよく読まれている専門雑誌の特集として組んだこと自体、この分野の研究の重要性を社会にアピールする意義があったと考えている。

(2) 第 2 に、上記特集の歴史分析を踏まえつつ、最近の各国の労使関係法の動きをそれぞれ担当者が研究した論文が、相当数に上る。特にフランスでは、2016 年 8 月の労働改革法で労働条件決定システムが企業交渉の優位という形で根本的な変革を受けた上に、マクロン大統領の登場後、2017 年 9 月のマクロン・オルドナンスによって、さらに大胆な改革が進行し、労働契約を含む労働法制の全体に大きな変化をもたらされた。野田による一連の論文、後記 5 の ⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫は、これらの変化を詳細かつ適時にフォローした労作であり、⑫では 2016 年労働改革法の沿革と全容を、⑬では同法で採用された「雇用保持発展協定」という特殊な効果を持つ企業協定を、⑭では 2017 年のマクロン・オルドナンスがもたらした解雇規制の変化を、⑮と⑯では同オルドナンスによる団体交渉システムのさらなる変革、特に企業協定の優越とそれを支える制度的枠組みを、⑰ではこれらの変革によりもたらされた「公序」規範の衰退を、⑱ではマクロン・オルドナンスにより 3 つの従業員代表制度を統合する形で導入された社会経済委員会を、それぞれ分析している。なお、野田の⑫論文は、このようなフランスの大改革との対比で、日本の「働き方改革」関連法による法改正を、労使関係（の欠如）という観点から論じたものである。

また、イギリスでは、激しい反対を押し切って 2016 年 5 月に組合規制を強化する（ストライキの実施手続、組合費の徴収、職場委員の活動など）労働組合法の改正が行われた。神吉による論文 ⑬は、その経緯と内容を整理して分析したものである。ドイツでは、長年にわたり当然の前提とされてきた「協約単一原則」を否定する連邦労働裁判所の判決が 2010 年に出され、激しい議論の末に 2015 年協約単一法が作られて上記原則の回復を目指したが、同法について 2017 年 7 月に概ね合憲・一部違憲とする連邦憲法裁判所の判断が示された。桑村の論文 ⑭は、この 2017 年判決の意義と内容を迅速に分析したものであり、さらに ⑮により、この労使関係法制の根幹に関わる問題について、より掘り下げた検討を行っている。アメリカでは、2017 年 1 月にトランプ大統領が就任し、オバマ政権下で労働者の権利を重視する判断を示してきた NLRB が、委員の交代によって逆の方向に転じるという事態が生じた。中窪の論文 ⑯は、NLRB の組織と機能を整理した上で、現在進行中の変化の状況を紹介したものである。また、⑰でも、定評ある NLRB 研究者の最新刊に触れながらアメリカの近年の状況を分析したものであり、さらに両国の立法時の経緯や基盤となる法システムにもとづく相違についても考察するなどしている。

(3) 第 3 に、本研究の元々の出発点である日本の労働組合法の立法過程について、後掲 5 の図書 ①に記載した『労働組合法立法史料研究』を刊行した。これは、現行 1949 年労組法の制定に至る過程の中で、そもそもの契機となった詳細かつアメリカ的な内容の GHQ 勧告、中途の法案に対する GHQ のコメント、急転直下の方針転換によって示された GHQ の側からの新条文を、それぞれ英語の原文で採録し、あわせて、そのようにして成立した最終法案を国会に

提出するに当たって労働省が作成した逐条説明と予想質疑を採録したものである（さらに補遺として、1945年旧労組法の立法時の貴重な委員会資料も掲載）。労働関係法令立法史料研究会の名義となっているが、そのメンバーは本研究の代表者、研究分担者、協力研究者であり、冒頭の解説を代表者の中窪が執筆するとともに、全員が分担して史料の整理と確認を行った。以前に刊行した3冊の『労働組合法立法史料研究』と共に、刊行元の独立行政法人・労働政策研究・研修機構のウェブサイト上で閲覧することが可能であり、日本の労働組合法の立法過程を考える上での基礎資料として、広く活用されることが期待される。

そのほか、前述のように、後記5の雑誌論文リスト①の富永論文では、1950年の比較法研究の一環として日本の労働組合法の立法過程が概観されている。また、竹内（奥野）による論文は、再びアメリカ的な労政局長私案が出されたものの結果的に小さな変更にと終わった1952年の労組法改正について、史料の確認と整理を行ったものである。予想よりも史料の制約が大きいことが判明したが、これに対して有益な情報が寄せられるなどの反応もあり、今後の研究の足がかりとなる。竹内（奥野）の論文は、上記のような1945年法から現在に至るまでの労働組合法の動きを、総則、労働組合、団体交渉・労働協約に的を絞って分析したものであり、同書に収録された他の労働立法の立法史と対照することによって新たな示唆を得ることも可能である。さらに、後記5のその他の論文に掲載した渡辺による史料研究は、1949年労働組合法立法時の分厚い国会審議録の中から、当時の労働法学者が「学識経験者」として意見を述べた部分を取り出して詳細に分析したものであり、これを短縮した原稿を近日中に大学紀要に発表する予定である。

(4) 本研究の1つの目標としていた日本の労働組合法のあるべき姿の提言については、残念ながら具体的な形でまとめることはできなかった。研究会では何度かそれぞれの見解をまとめたメモを持ち寄って議論を行うなどしたが、課題そのものが広く、メンバーの視点や発想も異なることから、取りまとめは困難であった。ただ、現在の日本の状況に照らし、労働組合による団体交渉とは別に従業員代表制度の整備を進めるべきであるという点では、ほぼコンセンサスが得られた。後記5の雑誌論文リスト①の竹内（奥野）論文は、その必要性和立法整備する上での留意点を指摘したものである。また、野田の仁田論文も、企業・事業所における集団的発言システム強化のために従業員代表制度の整備の必要性和そのためのポイントを指摘し、さらに労働条件決定システムおよび労働紛争解決システムの強化の方策と、労働委員会の役割について指摘を行っている。いずれも、今後の議論において重要な参考になるものと思われる。

(5) 以上のほか、本研究の期間中に刊行された村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選(第9版)』（有斐閣、2016年）で、本研究のメンバーが集団的労使関係法に関する判例を担当した（中窪、桑村、竹内（奥野））。また、日本労働法学会編『講座労働法の再生』（全6巻、日本評論社、2017年）でも、本研究のメンバーが、集団的労使関係法に関する項目を担当した（野川、富永、桑村、中窪、野田、竹内（奥野））。野川と中窪は、第5巻「労使関係法の理論課題」の編集も担当。研究メンバーが行った労使関係法に関する判例や論文の研究は他にもあるが、これらの執筆に当たっては、比較法や立法過程の検討を含む研究会での議論が大きな参考となった。さらに仁田は、本研究の成果を取り込みながら、中央労働時報に1213号（2017年1月）より隔月で「戦後労使関係史余瀆」を執筆して現在も連載中である。これらを通じて本研究は労働法学における集団法研究の活性化に少なからぬ貢献をしたものと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計53件)

中窪裕也、労働者の集団的権利（下） アメリカの議論を参考に、法律時報、査読無、91巻2号、2019、118-123

中窪裕也、労働者の集団的権利（上） アメリカの議論を参考に、法律時報、査読無、91巻1号、2019、119-124

竹内（奥野）寿、職場における労働者代表制 その一環としての従業員代表制の整備を考える、日本労働研究雑誌、査読無、703号、2019、18-26

竹内（奥野）寿、第2次世界大戦後における労働組合法立法史 総則、労働組合、団体交渉および労働協約にかかわる事項に焦点をあてて、島田陽一ほか編『戦後労働立法史』旬報社（図書所収論文） 査読無、2018、547-598

桑村裕美子、ドイツにおける団結権保障と協約単一法の合憲性 連邦憲法裁判所2017年7月11日判決の理論的検討、河上正二ほか編『人間の尊厳と法の役割 民法・消費者法を超えて』信山社（図書所収論文） 査読無、2018、595-617

野田進、フランスにおける社会経済委員会の設置 二元代表システムの新展開、季刊労働法、査読無、263号、2018、90-106

野田進、マクロン・オルドナンスによる団体交渉システムの改革（2・完） - 集団的成果協定、企業交渉を支える制度枠組み、法政研究、査読無、85巻2号、2018、339-372

野田進、マクロン・オルドナンスによる団体交渉システムの改革（1） 企業協定の優越、多数派・非典型協定の一般化、法政研究、査読無、85巻1号、2018、364-404

野田進、労働法規範における公序の失墜 デロゲーションから補正性原理へ、季刊労働法、

査読無、262号、2018、150-165

竹内(奥野)寿、昭和27年労働組合法改正立法史料研究の可能性ないし限界、季刊労働法、査読無、262号、2018、139-149

中窪裕也、アメリカの不当労働行為救済機関 NLRB の組織・機能・動向、月刊労委労協、査読無、739号、2018、34-54

仁田道夫、積極的労使自治の道筋、中央労働時報、査読無、1232号、2018、20-26

野田進、マクロン・オルドナンスによる労働契約法の改革 不当解雇の金銭補償、工事・作業契約、集团的約定解約、季刊労働法、査読無、260号、2018、127-149

野田進、フランス『雇用保持発展協定』のインパクト 労働改革法の実験場、法政研究、査読無、84巻3号、2017、782-806

神吉知郁子、イギリスの2016年労働組合法による集団法制の変容、Work & Life 世界の労働、査読無、2017年6号、2017、2-6

桑村裕美子、ドイツ協約単一法の合憲性 連邦憲法裁判所2017年7月11日判決の意義、季刊労働法、査読無、259号、2017、135-141

神吉知郁子、イギリスの1950年当時の労働組合法制、季刊労働法、査読無、257号、2017、4-14

野田進、フランス労使関係法の展開過程、季刊労働法、査読無、257号、2017、19-37

野川忍、崩壊から再生へのもがき 1950年のドイツ労使関係法制、季刊労働法、査読無、257号、2017、43-54

中窪裕也、アメリカの労使関係法制における1950年と現在、季刊労働法、査読無、257号、2017、59-67

⑲ 富永晃一、1950年における労使関係法の状況、季刊労働法、査読無、257号、2017、71-79

⑳ 野田進、「働き方改革」と労使関係、月刊労委労協、査読無、729号、2017、21-40

㉑ 野田進、浜田美羽、阿部理香、フランス「労働法改革」の成立、季刊労働法、査読無、256号、2017、126-162

〔図書〕(計1件)

労働関係法令立法史料研究会(神吉知郁子、桑村裕美子、竹内(奥野)寿、土田道夫、富永晃一、中窪裕也、仁田道夫、野川忍、野田進、細川良、和田肇、渡辺章) 労働政策研究・研修機構、労働組合法立法史料研究、2017、168

<https://www.jil.go.jp/kokunai/reports/report008.html>

〔その他〕(計1件)

作成した冊子(史料研究)

渡辺章、昭和24年労働組合法案の審議に際し行われた公聴会での「学識経験者」の公述の意義を考える、全61頁、2019

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：野川 忍

ローマ字氏名：Shinobu NOGAWA

所属研究機関名：明治大学

部局名：法務研究科

職名：専任教授

研究者番号(8桁)：30180714

研究分担者氏名：野田 進

ローマ字氏名：Susumu NODA

所属研究機関名：九州大学

部局名：法学研究院

職名：特任研究員

研究者番号(8桁)：90144419

研究分担者氏名：竹内(奥野) 寿

ローマ字氏名：Hisashi TAKEUCHI (OKUNO)

所属研究機関名：早稲田大学

部局名：法学学術院

職名：教授

研究者番号(8桁)：10313058

研究分担者氏名：富永 晃一
ローマ字氏名：Koichi TOMINAGA
所属研究機関名：上智大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号（8桁）：30436498

研究分担者氏名：神吉 知郁子
ローマ字氏名：Chikako KANKI
所属研究機関名：立教大学
部局名：法学部
職名：准教授
研究者番号（8桁）：60608561

研究分担者氏名：桑村 裕美子
ローマ字氏名：Yumiko KUWAMURA
所属研究機関名：東北大学
部局名：法学研究科
職名：准教授
研究者番号（8桁）：70376391

研究分担者氏名：土田 道夫
ローマ字氏名：Michio TSUCHIDA
所属研究機関名：同志社大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号（8桁）：40183868

(2)研究協力者

研究協力者氏名：渡辺 章
ローマ字氏名：Akira WATANABE

研究協力者氏名：仁田 道夫
ローマ字氏名：Michio NITTA

研究協力者氏名：細川 良
ローマ字氏名：Ryo HOSOKAWA

研究協力者氏名：和田 肇
ローマ字氏名：Hajime WADA

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。